

東京農業大学校友会群馬県支部会則

昭和37年1月1日施行

昭和39年2月16日一部改正
昭和48年2月18日一部改正
昭和50年2月23日一部改正
昭和55年2月24日一部改正
平成3年2月24日一部改正
平成4年2月23日一部改正
平成19年2月4日一部改正
平成31年2月24日一部改正

第1条（名称）

この会は、東京農業大学校友会群馬県支部という。

第2条（目的）

この会は、東京農業大学校友会本部と緊密な連絡を図りつつ、会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

この会の事務所は、幹事長宅に置く。

第4条（会員）

この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

1. 正会員は、東京農業大学を卒業又は終了した者。
2. 賛助会員は、東京農業大学に関係があり、この会の趣旨に賛同する者で総会の承認を得た者。

第5条（役員）

この会に次の役員を置き、その任期は2カ年とする。

また、名誉支部長を置くことができる。役員は総会で選出する。

1. 支部長 1名
 2. 副支部長 若干名
 3. 評議員 若干名
 4. 顧問 若干名
 5. 幹事長 1名
 6. 幹事 若干名
 7. 地方幹事 若干名（1郡市当たり1乃至4名）
 8. 監事 3名
- なお、幹事の互選により副幹事長を置くことが出来る。

第6条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 支部長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、支部長の職務を代行する。
3. 評議員は支部長が特に必要と求めた事項を審議する。
4. 顧問はこの会の重要事項について支部長の諮問に応ずる。
5. 幹事長は、幹事を代表し、支部長の命により会務の執行に当たる。
6. 幹事は、会務に必要な事項を処理する。
7. 地方幹事は、幹事と緊密な連携のもとに地区内における会務に必要な事項を処理する。
8. 監事は、会務の執行の状況を監査する。

なお、監事の互選により代表監事を選出する。

第7条（会議）

この会の会議は、総会及び役員会とする。

1. 総会は、毎年2月に開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することが出来る。
2. 役員会は、必要によりこれを開催する。
3. 会議の議事は、出席正会員の過半数で決議する。

第8条（会費及び会計）

この会の会費は、会費及び寄付金、その他をもって当てる。

1. 会費は、正会員1人年額1,000円とする。

付則

この会則は、昭和37年1月1日から施行する。